## 今月の言葉

為者財

の国 において

家帰属に関

する特別

が成立した。

日本統治時代、

うの

歴史を顧みない

玉

下の韓国

「親日反民族行

2005年12月、

武む

6 3

## 清算」に固執する韓国 子は水の如く淡し"で対応す

前の話である。

くはいかない。 いくつもある。

判

決

拓殖大学総長

りした。このくらい

まで馬

を重 間

【族行為】

の真相を糾明

も今年、

後期高齢者に仲

その

統治に協

いう

利夫 渡辺

ろう。 史は単純ではない。 権下韓国の い求めている国がある。朴槿恵政かし、そういう歴史観を必死に追 であり、 引き受けるが汚辱の過去は清算し られて現在がある、 てしまおうというのはただの傲慢 民族と国家の過去とて同様であ 誇らしい過去ばかりに支え 奇妙な歴史観である。 9年12月、盧武の年12月、盧武の 栄光の歴史は というほど歴 鉉え である。

聖と俗の二律を合わせもって75歳 やってしまったのかと悔悛に臍を なこと、人生から消し去ってしま 起こされる。できることならそん 噛まされる過去のことごとが思 ねていると、どうしてあんなこと 現在の自分なのだから。 そう思わされる出来事が しかし、 善と悪、 美と醜、 そううま 当たり 住金や三菱重工の元徴用工 2013年7月に相次いだ新日鉄 棄は違憲」とする大法院 放棄されている。 最も基本的な原則である「事後法 め 産を没収して国家の帰属とするた の法律である。 罪過と認定されれば、 「元従軍慰安婦の個

いたい、

史清算」という途方もない だといわねばならない。 判決などの背後にあるのは、 る賠償金支払いに関する高等法院 上に対す

家といえるか。 際条約とは、 上位観念とする国家が近代主権 「完全かつ最終的に解決」され 家賠償はもとより個人賠償まで 本条約のことである。 る。 代法や国際条約に優先する。 ここでは道義 (らしきもの) 以国家へ 道義を近代法と国際条約 の道を韓国 1965年の日韓基 道義を国是とする そこでは は歩もうと 0 7 E が

ここではいとも簡単に 力した指導者の 2011年8月 近代法における 人請求権放 子孫 それ 0 反 財 ば、 もかなうま は水の如く淡し」の対応でいくべ は朴槿恵政権とは 0) 国民に対してなされるのでなけ に未来は い中を漂 だがが 韓国は今後とも というより他ない。 この問 65 な 6 1 つづけ、 65 」と朴大統領は  $\exists$ 65 1本は、 か 「君子の交わり 日本との和解 17 「仮想空間 が何より自

しばらく



わたなべ としお 昭和14年(1939) 6月甲府市生まれ。慶応義塾 大学卒業、同大学院修了。経済学博士。筑波 大学教授、東京工業大学教授を経て現職。外 務省国際協力有識者会議議長。第17期日本学 術会議会員。アジア政経学会理事長(元)。山 梨総研理事長。JICA国際協力功労賞。外 務大臣表彰。正論大賞。主著に『成長のアジ 停滞のアジア』(吉野作造賞)、『開発経 済学』(大平正芳記念賞)、『西太平洋の時代』 (アジア太平洋賞大賞)、『神経症の時代』(開 高健賞正賞)、『新脱亜論』(文春新書)、『ア ジアを救った近代日本史講義一戦前のグロー バリズムと拓殖大学』(PHP新書)など。